

受付番号 (税関記入欄)		登録番号 (税関記入欄)		個人印ではなく、必ず代表者の印を押印して下さい 代理人により照会をすることも可能です その場合、代理人のみの押印で照会できます	
税関記入欄は、記入不要です		事前教示に関する照会書			
令和 年 月 日		照会者の 住所、氏名・印 東京都江東区青海×××× 財務商事株式会社		輸入者符号 1234×××××××××× ×××	
税関への提出日 (注：書類作成日では ありません)		代理人の 住所、氏名・印 東京都品川区北品川×××× カスタムインポートサービス		(担当者) 品川 花子 (電話番号) 03-3529-0000	
東京税関長 殿					
下記貨物の		☒ 関税率表適用上の所属区分 ☒ 内国消費税等の適用区分及び税率		☒ 関税率 ☐ 他法令	
		☒ 統計品目番号 について照会します		製造地 製造者 中国 上海カスタムカンパニー	
輸入申告中の貨物の照会はできません					
品名、銘柄 及び型番		キャットフード (気密容器入りのもの) 銘柄：ネコネコドン		単価 FOB USD 3.5	
照会貨物		☐ 到着 ☒ 未到着		参考資料(返却の要・否) ☒ 見本・写真・図画・カタログ・説明書・分析成績・その他()	
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無		令和〇〇年〇月上旬頃 輸入予定		照会貨物に係る事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)	
				類似貨物に係る輸入実績 (有・無) (輸入申告番号)	
照会貨物の説明 (製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等)		他の税関への申告を含めて、輸入実績がある 場合には、申告番号を記入して下さい			
製 法：蒸したまぐろ→骨、皮、内臓除去→他の材料を加える→缶に詰める→ 加熱殺菌 (120℃、70 分) →冷却→包装					
原 料：まぐろ55%、まぐろ・チキンエキス3% いかオイル0.02%、かつお節フレーバー0.05% 増粘多糖類1.7%、ビタミン類0.11% 水40.12%		商品の製法 (製造工程、温度・時間等) や成分の割合 (合計 100%) は、 分類決定においてとても重要になりますので、詳細に記入して下さい 食品の照会においては、貨物の見本の提出ができない場合、照会をお受け いたしかねますので、ご了承下さい			
成 分：たんぱく質15%、灰分4%、脂肪0.3% 繊維0.3%、水分80.4%					
用 途：猫用飼料 (フレーク状)					
包 装：80g/缶×24/カートン		適用される税番において、ご意見がある場合には 必ずその理由と、税番を記入して下さい			
関税率表適用上の所属区分等に関する意見 (☒ 有 ☐ 無)					
キャットフード (気密容器入り) として、23.09 項に分類されると 思われます		非公開期間が必要な場合には、必ず非公開理由欄 を記入して下さい			
非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3参照)		要・否		非公開理由 (例) 新規輸入貨物のため、新規開発商品のため・・・etc	
非公開期間 (180) 日		(180 日を超えない期間)		続 補足説明書 要求 ・ 提出、 枚	
(注)裏面の確認書にも記入をお願い		非公開期間経過後も、照会内容の一部を公開しないことが可能な場合がありますので 税関にご相談下さい			

いずれかを選択し、○で囲んで下さい

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい ☒ ・ いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい ☒ ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい ☒ ・ いいえ
2. 照会について	
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください イ ☒
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい ☒ ・ いいえ

イ、ロ、ハのいずれかを選択し、該当する記号を記入して下さい

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	カスタムインポートサービス 
	住所又は 所在地	東京都品川区北品川×-×

意 事 項

個人印ではなく、必ず代表者の印を押印して下さい
また、代理人による照会の場合には、代理人のみの押印で照会できます

物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する照会書（つづき）（適宜の様式（A4判））

合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。

3. 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間（180日を超えない期間に限り）非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

（規格A4）